

授精証明書は適正に作成しましょう！

県内で、授精証明書に添付されている精液証明書（ラベル）の精液採取年月日が、精液ストローに印字されている年月日に併せて書き換えられている事例が複数確認されました。

授精証明書の作成について



- ✦ 精液証明書と精液ストローの種雄牛名・精液採取年月日が合致しているか確認し、授精証明書に貼付しましょう。
- ✦ 精液証明書の記載内容は、精液証明書の発行者以外（家畜人工授精師等）が訂正することはできません。
- ✦ 家畜人工授精を行ったら、必ず記録しましょう。
☞ 家畜改良増殖法により、獣医師または家畜人工授精師は、人工授精や受精卵移植を行った場合関係する事項（種付日、種雄牛名、雌牛名など）を、家畜人工授精簿に記録し、5年間保存しなければなりません。



家畜人工授精所開設者の皆さまへ

家畜人工授精所の立入検査を実施します！

平成30年6月に、和牛遺伝資源の中国への不正輸出事案が確認されたこと等を踏まえ、全国のすべての家畜人工授精所に対し、家畜改良増殖法35条に基づく立入検査を今後、定期的に実施することになりました。

立入検査は、東北農政局が中心となり、家畜改良センター及び都道府県の3者で実施します。

→ 立入検査の詳細は裏面へ

▼立入検査の実施日について

- ✓ 立入検査は、**令和3年1月以降**を予定しています。
- ✓ 立入検査の計画は、東北農政局で作成されますが、令和3年1月以降の計画については、まだ示されていません。

➡ 計画が示され次第、立入検査の対象となった家畜人工授精所の開設者に対して、県から日程調整についてご連絡をします。



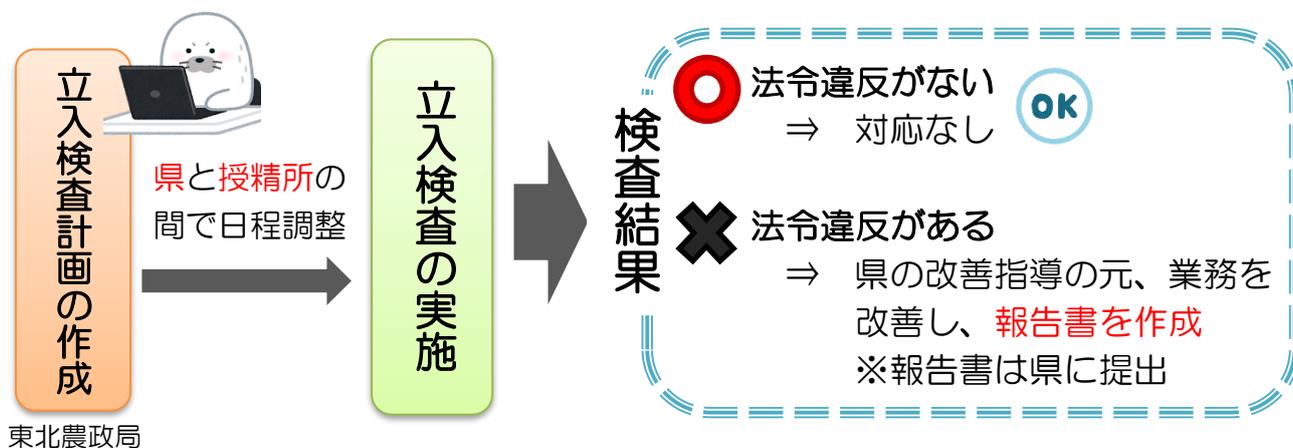
▼立入検査の内容について

- ✓ 立入検査では、以下の基本事項を確認します。



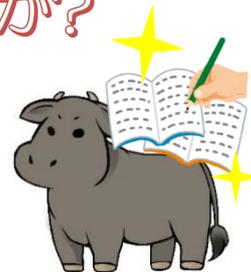
- ① 開設許可及び構造等の確認
→ **家畜人工授精所の実務が許可内容に則しているか**
- ② 精液等の管理状況の確認
→
 - ・ **精液及び証明書等の管理状況等の確認**
 - ・ **証明書裏の「譲渡・経由」の記載事項等の確認**

▼立入検査の流れについて



重要! 精液等に関すること、記録していますか?

令和2年10月に一部改正となった家畜改良増殖法等に基づき、家畜人工授精所の開設者は、**精液・受精卵等を譲受、譲渡、廃棄又は亡失をしたときは、それらに関する事項を記録簿に記載し、10年間保存しなければなりません。**



家畜改良増殖法の改正内容は要確認!

【お問い合わせ先】 むつ家畜保健衛生所 ☎0175-22-1254